

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1(5)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究の推進 (5) 研究基盤となる情報の収集・整備・活用の推進		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-⑮ 事前分析表農林水産省 26-⑮ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年 0283 平成 25 年 0323 平成 26 年 0301 平成 27 年 0296

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	基準値等	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
水文モニタリング箇所数		5	5	5	5		予算額（千円）					
積雪断面観測数		13	14	13	13		決算額（千円）					
十日町試験地 Web アクセス数		19,908	23,390	17,882	23,128		経常費用（千円）					
水質モニタリング入力				2005 ～ 2008			経常利益（千円）					
森林成長データ 収集（試験地数）		9	9	9	8		行政サービス実施コスト（千円）					
木材標本採取数		315	298	327	380		従事人員数					

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	森林・林業・木材産業に関する研究等の基盤となる情報の収集・整備・活用を推進する。

中長期計画	研究の基盤となる情報を収集するため、全国に配置された収穫試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング、積雪観測等の各種モニタリングを実施するとともに、木材の識別等の有用な情報を整備しウェブサイト（ホームページ）等を用いてデータベースとして公開する。		
主な評価軸（評価の視点）、指標等	－		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	＜主要な業務実績＞ 平成 23 年度は、スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ及びトドマツ収穫試験地において、森林の成長及び動態に関するモニタリング調査を実施し、当初の目標どおり、森林成長データを収集し、その成果を学会誌等で公表した。森林理水試験施設等において水文や水質及び積雪等に関するモニタリングを実施して観測データを収集・解析し、降水量及び流出量を公表するとともに、データベース化を図った。森林に生息する各種菌類の探索・収集等では、当初の目標どおり、100 菌株以上を収集した。木材標本の生産及びデータベース化では、合計 315 点の標本を採取し、公開した。 平成 24 年度は、北海道から九州地域における 9 試験地において、カラマツ、トドマツ、スギ及びヒノキ等の成長及び動態に関するモニタリング調査を実施し、当初の目標どおり、森林の成長データを収集した。これらのデータは、技術会議プロジェクト「森林及び林業分野における温暖化緩和技術の開発」において、炭素循環モデルの検証用データとして用いたほか、その成果を学会誌等で公表した。森林理水試験地施設等において、水文、水質及び積雪等に関するモニタリングを実施して、観測データを収集・解析し、降水量及び流出量を公表するとともに、データベース化を図った。木材標本の生産及びデータベース化では、合計 298 点の標本を採取し、公表した。 平成 25 年度は、北海道から九州地域における 8 試験地において、カラマツ、トドマツ、スギ及びヒノキ等の成長及び動態に関するモニタリング調査を実施し、当初の目標どおり、森林の成長データを収集した。これらのデータは、支所年報や学会誌等で公表した。森林理水試験地施設等において、水文、水質及び積雪等に関するモニタリングを実施して、観測データを収集・解析し、降水量及び流出量を公表するとともに、データベース化を図った。木材標本の生産及びデータベース化では、合計 327 点の標本を採取し、公表した。 平成 26 年度は北海道から九州地域における 8 試験地において、カラマツ、トドマツ、スギ及びヒノキ等の成長及び動態に関するモニタリング調査を実施し、当初の目標どおり、森林の成長データを収集した。森林理水試験地施設等において、水文、水質及び積雪等に関するモニタリングを実施して、観測データを収集・解析し、降水量及び流出量を公表するとともに、データベース化を図った。木材標本の生産及びデータベース化では、合計 380 点の標本を採取し、公表した。 平成 27 年度は、各地の収穫試験地や固定試験地における森林の成長や動態のモニタリング、森林理水試験施設等における水文、及び水質及びや積雪等のモニタリング、木本植物標本の収集を継続するとともに、収集された各種標本やデータ等は適切に分析・保管処理・保管・解析し、データベースとして整備・公開する予定である。 このように、中長期計画に掲げている目標を達成できる見込みである。		
自己評価	評定	B	
	＜評定と根拠＞ 森林の成長・動態調査、水文・積雪・水質観測及び木材標本のデータベースについて、データ収集と更新並びに公開等を年度計画どおり着実に進めたことを評価して、「B」評定とした。 ＜課題と対応＞ 森林の成長・動態調査、水文・積雪・水質観測及び木材標本等のデータは、森林・林業・木材産業に係る研究の基盤となる情報であり、気候変動等に伴う変化を予測し、将来の状況を想定した対応を取るために必要な長期データでもある。データ収集方法の効率化や収集データの品質管理に留意しつつ、長期的かつ継続的な取組が必要である。		
主務大臣による評価	（見込評価）		
	評定	B	
	＜評定に至った理由＞ ・森林の成長・動態、水文、水質、積雪等の基盤データを継続的に収集し、公開して利用者に提供しており、中期目標どおりである。 ＜国立研究開発法人審議会の意見＞		

	・ 予定通り情報の収集公開が行われている。	
	(期間実績評価)	
	評定	
	< 評定に至った理由 > < 今後の課題 > < その他事項 >	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1(6)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 研究の推進 (6) 林木等の遺伝資源の収集、保存及び配布並びに種苗等の生産及び配布		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：平成24年 0283 平成25年 0323 平成26年 0301 平成27年 0296

2. 主要な経年データ													
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
		基準値等	2 3年度	2 4年度	2 5年度	2 6年度	2 7年度		2 3年度	2 4年度	2 5年度	2 6年度	2 7年度
林木遺伝資源探索・収集			1, 296	1, 293	1, 386	1, 363		予算額（千円）					
内 訳	育種素材として利用価値の高いもの		1, 075	1, 070	1, 117	1, 162		決算額（千円）					
	絶滅に瀕している種等		185	185	247	184		経常費用（千円）					
	その他森林を構成する多様な樹種		36	38	22	17		行政サービス実施コスト（千円）					
きのこ類・森林微生物等の遺伝資源の収集・保存数（累積数）・特性評価株数			収集:102 保存:304 評価：0	収集:100 保存:404 評価：32	収集:100 保存:504 評価：22	収集:103 保存:607 評価：11		従事人員数					
種苗配布本数			10, 925	11, 718	10, 131	11, 962							
系統数			564	541	729	774							

配布都道府県数		31	31	33	35							
標本作成・標本配布数		作成:315 配布:2,839	作成:298 配布:2,954	作成:1,104 配布:2,683	作成:482 配布:3,017							

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	貴重な遺伝資源の滅失を防ぐとともに、林木の新品種の開発やバイオテクノロジー等先端技術の開発に用いるため、林木及びキノコ類等の遺伝資源の探索・収集、保存、配布、特性評価等を行う。 また、要請に応じて木材・植物の標本を生産し、配布するとともに、森林の有する多面的な機能の持続的な発揮に向けた、森林の適正な整備を推進するための優良種苗の確保として、開発した新品種を都道府県等に配布する。
中長期計画	ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布 貴重な林木遺伝資源及び育種素材の確保のため、育種素材として利用価値の高いもの、絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているもの、その他森林を構成する多様な樹種について、概ね 6,000 点を探索・収集する。また、生息域内外における林木遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、増殖・保存した遺伝資源については、特性評価を行うとともに、配布に活用する。 イ きのか類等の遺伝資源の収集、保存及び配布 きのか類等の遺伝資源について、対象を適切に選択しつつ概ね 500 点を探索・収集し、増殖・保存及びその特性の評価を行うとともに、配布に活用する。 ウ 種苗等の生産及び配布 都道府県等による第2世代精英樹採種（穂）園の整備に資するため、精英樹特性情報を提供する。 新品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の 90 % 以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。 このほか、要請に応じて木材等の標本の生産及び配布を行う。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	－
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	＜主要な業務実績＞ ア 林木遺伝資源の収集、保存及び配布 平成 26 年度までに、育種素材として利用価値の高いスギ、ヒノキ、トドマツ、カラマツ、アカマツ等 4,424 点、絶滅危惧種・天然記念物等で枯損の危機に瀕しているイラモミ、トガサワラ、サンショウバラ、ヤクタネゴヨウ、ネズコ等 801 点、その他森林を構成する樹種であるハナイカダ、ハンノキ、サンショウ等 113 点、計 5,338 点を探索・収集し、平成 27 年度には、1,200 点の探索・収集を予定しており、中期目標の概ね 6,000 点は達成する見込みである。 また、平成 26 年度までに探索・収集した種子、花粉、DNA2,471 点を適切に温度管理できる貯蔵施設に集中保存するとともに、さし木等により増殖した成体（苗木）2,064 点を保存園等に保存した。さらに、保存した遺伝資源のさし木発根率、種子発芽率等の特性評価を実施するとともに、遺伝資源の配布希望に対して、利用目的を確認して配布を行った。平成 27 年度も遺伝資源の適切かつ効率的な保存に努め、遺伝資源の特性評価を行い、配布に活用していくこととしている。 イ きのか類等の遺伝資源の収集、保存及び配布 野生きのか、食用きのか、昆虫病原菌、木材腐朽菌、樹木病原菌及び菌根菌の森林微生物遺伝資源（菌株）を平成 26 年度までに合計 405 点を収集し、森林総合研究所森林微生物研究領域菌株保存室に保存すると共に利用に供した。収集した菌株については、森林総合研究所ホームページ上にある微生物遺伝資源データベースに公開した。 ウ 種苗等の生産及び配布 平成 26 年度までに延べ 2,608 系統、44,736 本を配布し、各年度とも 100 % の充足率であった。また、精英樹特性情報の提供を行った。

	平成 27 年度も都道府県等のニーズ等を踏まえ、生産及び配布業務について、都道府県等の要望する期間内に全件数の 90 %以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努めていくこととしており、また、精英樹特性情報の提供を行う予定であり、中長期計画の目標は達成できる見込みである。 外部からの要請に対応し、材鑑、さく葉、マツノザイセンチュウ等の標本を平成 26 年度までに 11,493 点配布した。主な配布先は、大学、公立博物館、公立試験場、民間企業等である。		
自己評価	評定	B	
	＜評定と根拠＞ 貴重な林木遺伝資源及び育種素材を平成 26 年度までに 5,338 点を収集し、中長期目標期間中に目標の 6,000 点を達成できる見込である。 きのこ類等の遺伝資源を平成 26 年度までに 405 点収集し、増殖・保存及びその特性の評価を行った。中長期目標期間中に目標の 500 点を達成できる見込である。 種苗の配布について、各年度とも充足率 100 %の実績であり、目標の 90 %以上を達成できる見込である。 樹木標本等を大学や公立博物館等の要請に応じて配布するなど外部貢献に努めた。 以上のことから、中長期目標の達成は可能と判断し、「B」と評定した。 ＜課題と対応＞ 今後とも林木遺伝資源の収集、保存及び評価等と種苗の配布を適切に行う。		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評定	B	
	＜評定に至った理由＞ ・林木遺伝資源の収集については、平成 26 年度までに育種素材として利用価値の高いもの等 5,338 点が収集されており、中期計画にある目標点数を達成できる見込みである。 ・これら収集された遺伝資源は貯蔵施設若しくは保存園等に保存され配布に活用されている。 ・きのこ類等の遺伝資源については平成 26 年度までに 405 点の菌株が収集され、中期計画にある目標点数を達成できる見込みであり、こうした収集された菌株は森林総合研究所のホームページ上に公開され利用に供されている。 ・種苗等の生産及び配布については、平成 26 年度までの各年度とも当道府県等からの要望に対する充足率が 100 %であり、計画期間を通じての充足率 90 %以上を達成できる見込みである。 ・中期計画の実施により、中期目標における所期の目標を達成できる見込みである。 ＜今後の課題＞ ・引き続き、林木遺伝資源等の収集・保存・評価を行うとともに、種苗等の生産・配布に適切に努めることが必要である。 ＜国立研究開発法人審議会の意見＞ ・林木遺伝資源の収集は着実に進行している。また、都道府県の育種場や大学や研究機関の要望に十分答えて苗木の配布が行われたことを評価する。 ・予定通り遺伝資源の収集公開が行われている。		
	(期間実績評価)		
	評定		
	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-2(1)	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (1) 被保険者の利便性の確保		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第 11 条第 2 項 森林保険法
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施 コスト（千円）					
								従事人員数					

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。
中長期計画	森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、必要な人材の確保、業務委託等の業務実施体制の整備を図る。
主な評価指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、被保険者の利便性を低下させないよう、新たに設置した森林保険センターに「保険引受課」「保険審

	査課」を設けるとともに、専門性の向上等のため森林組合系統や損害保険会社からの出向者を採用するなど必要な人材を配置した。また、「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター森林保険業務の委託に関する規程」（平成 27 年 4 月 1 日付）を制定し、当規程に則して引受等の業務に必要な委託契約を森林国営保険事業の事務を行ってきた森林組合系統等と締結することにより全国に森林保険の申込等の窓口を確保するなど、業務実施体制を整備した。さらに、全国でブロック会議等を開催し、利便性の向上に向けた課題の把握等に努めるとともに、必要に応じ委託先に出向き委託事務に関する指導等を行っている。		
自己評価	評定	B	
	＜自己評価＞ 森林総合研究所として、森林保険契約の引受や保険金の支払い等について被保険者の利便性を低下させない業務実施体制を整備し、円滑な事務の執行に努めていることから「B」とした。		
主務大臣による評価	（見込評価）		
	評定	B	
	＜評定に至った理由＞ ・森林保険業務は平成 2 7 年 4 月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、森林保険業務の実施に関し、森林総合研究所に森林保険センターを設置し、森林組合系統や損害保険会社等から必要な人材を確保して配置するとともに、全国に森林保険契約の引受け等に係る窓口を整備したこと等により、従来の国での事業実施時と比べて、被保険者の利便性の低下を招くことのない体制を整備し、円滑な事務の執行に努めていること及び利便性の向上に向けた課題の把握等に努めていることについては評価できる。		
	＜今後の課題＞ ・被保険者の利便性の向上につながる取り組みの継続的な実施が必要である。		
	（期間実績評価）		
	評定		
	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-2(2)	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (2) 加入促進		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第 11 条第 2 項 森林保険法
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施 コスト（千円）					
								従事人員数					

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林保険の加入促進を図る。
中長期計画	災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに林業経営の安定を図るため、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進を図る。
主な評価指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 全国の自治体や森林組合系統へのポスター・チラシの配布や林業関係団体の機関誌への記事掲載による広報等を行うなど制度の普及を図っている。また、全国ブロック会議等を通じ、加入促進活動の方向性の明確化に努めるとともに、移管初年度に集中的に業務講習会を実施することで業務委託先の事務担当

	職員の能力向上を図り、森林所有者への働きかけを積極的に行うこととしている。さらに林業関係団体・民間企業の会合の場に積極的に出向き説明を行うこと等により、森林保険の加入促進を図ることとしている。		
自己評価	評定	B	
	＜自己評価＞ 森林所有者等に対する働きかけや林業関係団体・民間企業への働きかけ等、森林保険の加入促進を図る取り組みを進める予定であることから「B」とした。		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評定	B	
	＜評定に至った理由＞ ・森林保険業務は平成 27 年 4 月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、加入促進活動の方向性の明確化に努めるとともに業務委託先の事務担当職員への指導の強化等により、森林所有者、林業関係団体・民間企業への働きかけ等を積極的に実施する予定であることについては評価できる。		
	＜今後の課題＞ ・効率的かつ効果的な加入促進の取組の継続的な実施が必要である。		
	＜国立研究開発法人審議会の意見＞ ・加入促進活動の方向性の明確化を検討する中で、造林面積の地域的偏在が著しいことから造林面積が多い道県や関係団体等と連携した重点的加入促進を検討いただきたい（2013 年度の造林面積 1.3 万 ha のうち、北海道、宮崎、大分、熊本が 69 %）。		
	(期間実績評価)		
	評定		
	＜評定に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-2(3)	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (3) 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第 11 条第 2 項 森林保険法
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施 コスト（千円）					
								従事人員数					

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	ア リスク管理体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 イ 内部監査体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。 ウ 職員の能力向上 適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。 エ 情報開示 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づき、平成 27 年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。
中長期計画	ア リスク管理体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリス

	ク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。 イ 内部監査体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。 ウ 職員の能力向上 適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。 エ 情報開示 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づき、平成 27 年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。		
主な評価指標等	－		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	＜主要な業務実績＞ ア 森林保険センターに業務執行やリスク管理を監視するリスク管理室を設け、森林保険業務の適正な運営を確保する体制を構築した。 イ 森林保険センターに業務執行やリスク管理を監視するリスク管理室を設け、森林保険センターが所掌するリスクを的確に管理するため「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター統合リスク管理要領」（平成 27 年 4 月 1 日付け）を制定し、外部有識者等により構成される委員会を設置し、6 月中旬に第 1 回を開催した。今後も引き続き、当該委員会において森林保険センターの財務状況やリスク管理状況等を専門的に点検することとしている。 ウ 「金融業務」を行う組織としてのガバナンスの強化の観点から、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修を含む職員研修計画を策定・実施し、保険業務に求められる知識と能力の向上を図ることとしている。 また、職員の自己啓発に対する意識の向上を図り、業務に有効な各種資格の取得を推進するため「森林保険センター国家資格等の取得に関する取扱要領」（平成 27 年 4 月 1 日付け）を制定した。 エ 情報公開制度に基づき、森林保険センター内に情報公開窓口を開設した。また、森林保険センターのホームページを開設し、森林保険の概要や業務に関する諸規程等を掲載しており、今後は、財務状況等の法定公開情報についても適宜掲載する予定である。		
自己評価	評定	B	
	＜自己評価＞ ア 森林保険センターに業務執行やリスク管理を監視するリスク管理室を設けた。 イ 森林保険センターが所掌するリスクを的確に管理するため内部規程を制定し、今後は外部有識者等により構成される委員会でリスク管理状況等を専門的に点検する予定である。（第 1 回委員会を 6 月中旬に開催。） ウ 職員研修計画の実行や資格取得の支援策により職員の能力向上を進める予定である。 エ 情報公開窓口の設置やホームページの開設により情報公開を進めているとともに、今後は、森林保険勘定の財務状況等の法定公開情報についても適宜掲載する予定である。 これらのことから、「B」評定とした。		
主務大臣による評価	（見込評価）		
	評定	B	
	＜評定に至った理由＞ ・森林保険業務は平成 27 年 4 月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、以下については評価できる。 ① 業務執行やリスク管理を監視する内部監査体制として、森林保険センターにリスク管理室を設置したこと。 ② 森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置したこと、及び同委員会において財務状況やリスク管理状況を専門的に点検を進める予定であること。 ③ 金融業務の特性を踏まえ、職員の能力向上の観点からコンプライアンスや情報セキュリティ分野を含む職員研修計画を策定し、実施することで職員の能力向上を図る予定であること。 ④ 情報公開窓口の設置やホームページの開設により情報公開を進めているとともに、森林保険勘定の収支情報等を適切に開示する予定であること。		

	<今後の課題> ・リスク管理に係る点検結果の業務への反映等の取組の継続的な実施が必要である。	
	(期間実績評価)	
	評定	
	<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-2(4)	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (4) 研究開発との連携		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第 11 条第 2 項 森林保険法
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常利益（千円）					
								行政サービス実施 コスト（千円）					
								従事人員数					

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究開発との連携を図り森林保険業務の高度化等の取組を推進する。
中長期計画	研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。
主な評価指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	< 主要な業務実績 > 森林総合研究所の気象災害等に係る研究部門と連携した取組を行うことにより、森林保険業務の高度化の取組を推進する予定である。この取組を進めるに当たって準備のための打合せを進めるとともに、今後は、自然災害を専門とする研究者からリスク管理に係るアドバイス等を得ることとしている。

	自己評価	評価	B	
		＜自己評価＞ 森林総合研究所の研究部門との連携を図り、森林保険業務の高度化等の取組を推進する予定であることから、「B」とした。		
	主務大臣による評価	(見込評価)		
		評価	B	
		＜評価に至った理由＞ ・森林保険業務は平成 27 年 4 月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、今後、森林総合研究所の気象災害等に係る研究部門との連携等を通じて、森林保険業務の高度化等の取組を推進する予定であることについては評価できる。		
		＜今後の課題＞ ・森林総合研究所の研究部門との連携した取組の継続的な実施が必要である。		
		(期間実績評価)		
		評価		
		＜評価に至った理由＞ ＜今後の課題＞ ＜その他事項＞		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3（1）ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 （1）水源林造成事業等 ア 事業の重点化の推進		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-⑫ 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年 0416 平成 25 年 0180 平成 26 年 0167 平成 27 年 0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度 （見込み）		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
新規契約 件数（件）	重点化率 100%	40	110	21	247	162	300	予算額（千円）	44, 257, 821	55, 781, 504	57, 102, 735	42, 017, 133	35, 431, 172
うち、特に 水源涵養機能の強化を 図る重要性 が高い箇所		40	110	21	247	162	300	決算額（千円）	40, 454, 509	34, 467, 310	48, 724, 652	39, 034, 515	
達成率			100%	100%	100%	100%	100%	経常費用（千円）	4, 082, 747	3, 748, 720	3, 524, 935	3, 364, 010	
新規契約 面積（ha）	重点化率 100%	392	1, 272	254	3, 941	2, 381	5, 000	経常収益（千円）	4, 526, 784	3, 817, 943	3, 642, 245	3, 525, 594	
うち、特に 水源涵養機能の強化を 図る重要性		392	1, 272	254	3, 941	2, 381	5, 000	行政サービス実施 コスト（千円）	11, 556, 538	8, 026, 043	9, 536, 872	6, 302, 385	

が高い箇所								従事人員数	347	347	347	347	347
達成率			100%	100%	100%	100%	100%						

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

法人の業務実績等・自己評価

主務大臣による評価

評価	B	
＜評価に至った理由＞ ・中期計画期間内の全ての新規契約は、重要流域等の区域内に限定して契約が締結され、事業の重点化が図られる見込みとなっていることは評価できる。 ＜今後の課題＞ ・引き続き、水源涵養機能の強化を図る観点から、事業の重点化に考慮して実施箇所を選定する必要がある。 ＜国立研究開発法人審議会の意見＞ ・引き続き、新規契約箇所については、造林木の適地であることや施業の効果を判断して、実施箇所を選定することが重要である。		

＜今後の課題＞

＜国立研究開発法人審議会の意見＞

		(期間実績評価)		
		評定		
		<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3 (1) イ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業等 イ 事業の実施手法の高度化のための措置		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-⑫ 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年 0416 平成 25 年 0180 平成 26 年 0167 平成 27 年 0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度 （見込み）		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
新規契約 件数（件）	施 業 方 法 の 限 定 化 率 100%	40	110	21	247	162	300	予算額（千円）	44, 257, 821	55, 781, 504	57, 102, 735	42, 017, 133	35, 431, 172
うち、長伐 期等の施業 に限定		40	110	21	247	162	300	決算額（千円）	40, 454, 509	34, 467, 310	48, 724, 652	39, 034, 515	
達成率			100%	100%	100%	100%	100%	経常費用（千円）	4, 082, 747	3, 748, 720	3, 524, 935	3, 364, 010	
新規契約 面積（ha）	施 業 方 法 の 限 定 化 率 100%	392	1, 272	254	3, 941	2, 381	5, 000	経常収益（千円）	4, 526, 784	3, 817, 943	3, 642, 245	3, 525, 594	
うち、長伐 期等の施業 に限定		392	1, 272	254	3, 941	2, 381	5, 000	行政サービス実施 コスト（千円）	11, 556, 538	8, 026, 043	9, 536, 872	6, 302, 385	
達成率			100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	347	347	347	347	347

長伐期等の 施業への契 約変更件数 (件)		750	710	610	581	493	500
長伐期等の 施業への契 約変更面積 (ha)		28,914	24,149	23,134	20,800	20,299	20,000
新植・保育 等施業件数 (件)	期中評価 結果を踏 まえたチ ェックシ ートの活 用率 100%	6,035	6,557	6,705	7,194	5,216	4,000
うち、チェ ックシート を活用		3,771	6,557	6,705	7,194	5,216	4,000
達成率			100%	100%	100%	100%	100%
搬出間伐 実施面積 (ha)		2,733	9,262	6,692	10,349	4,480	3,000
列状間伐 実施面積 (ha)		354	965	272	427	794	800
丸太組路線数		195	358	326	371	205	100
ふとんがご工路線数			44	37	57	43	20
丸太組工法 での間伐材 等使用量 (m ³)		18,924	30,203	28,996	34,193	15,660	10,000
技術検討会の 開催（回） （計画値）	毎年 24 以 上		24	24	24	24	24
技術検討会の 開催（回） （実績値）		29	24	24	24	24	24
達成率			100%	100%	100%	100%	100%

研究部門と連携した取組を行った整備局数		6	6	6	6	6	6						
森林整備推進協定数(件)		30	41	50	54	62	63以上						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中長期目標	(ア) 新規契約については、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト削減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。 また、既契約分については、長伐期等に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。 (イ) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。 (ウ) 地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。 (エ) 研究開発との連携を図りつつ森林整備に係る技術の高度化等の取組を推進する。												
中長期計画	a 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。 また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。 b 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。 c 搬出間伐と木材利用の推進 ① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。 また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。 ② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。 なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。 d 森林整備技術の高度化 ① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の検討会を通じて高度化を推進する。 ② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。 ③ 森林農地整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。												
主な評価指標等	<その他の指標> a 公益的機能の高度発揮： 新規契約件数及び面積のうち、長伐期等の施業に限定した割合（施業方法の限定化率）、長伐期施業等への契約変更件数及び面積 b 期中評価の反映： 新植・保育等施業件数のうち、期中評価結果を踏まえたチェックシートを活用した割合（チェックシート活用率） c 搬出間伐と木材利用の推進： 搬出間伐・列状間伐実施面積、丸太組路線数・ふとんかご工路線数、丸太組工法での間伐材等使用量 d 森林整備技術の高度化： 技術検討会の開催回数、研究開発部門と連携した取組を行った整備局数、森林整備推進協定数 <評価の視点>												

	a 新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約とするものか、既契約地については、長伐期施業等への契約変更を推進するものか b 期中評価結果を確実に反映させるものか c 搬出間伐及び路網整備について、木材利用を推進するものか d 森林整備の高度化が着実に進展しているか ※ 契約変更件数については、契約相手方の意向により、また、搬出間伐等については、林分状況や地形・地質状況などの個別条件によって適用の可否が判断されることから、「2. 主要な経年データ①主要なアウトプット（アウトカム）情報」においては、実績値のみを掲上。
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> a 公益的機能の高度発揮 (1) 中期計画期間内の新規契約は、全てについて、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約を締結する予定である（平成 23 年度から平成 26 年度の実績：540 件、7,848 ha）。 (2) 既契約分については、本来契約内容に基づいて主伐等の事業を履行していくものであるが、より公益的機能の高度発揮を図る観点から、契約相手方の理解を得つつ、契約地の現況等を踏まえた長伐期化、複層林化を推進した。具体的には契約期間の延長等の契約変更手続について契約相手方に丁寧に説明し、同意が得られた箇所から変更契約を締結する予定である（平成 23 年度から平成 26 年度の実績：2,394 件、88,382 ha）。 b 期中評価の反映 水源林造成事業の実施に当たっては、期中評価の指摘事項等を確実にかつ早期に事業に反映させるため、これまでの期中の評価の指摘事項を反映させたチェックシートに基づき、造林者が提出した全ての新植・保育等の施業の実施計画書について、その内容が指摘事項に対応しているかを審査することにより、期中の評価結果を事業に反映させる予定である（平成 23 年度から平成 26 年度の実績：25,672 件、チェックシート活用率 100 %）。 下刈については、中期計画期間内の事業対象箇所について個々に審査した結果、対象面積から、造林木の成長や下刈対象物の状況により下刈の必要性がない箇所等を除いた箇所について事業を実施しており、コスト削減に活用している（平成 23 年度から平成 26 年度の実績：事業対象箇所全国約 7 千件、対象面積約 8 万 4 千ha、下刈の必要性がない箇所等の面積約 2 万 5 千ha、事業実施面積約 5 万 9 千ha）。 c 搬出間伐と木材利用の推進 (1) 搬出間伐の実施にあたっては、一定の搬出量を確保することを定めた内部規程に基づき、実施する予定である（平成 23 年度から平成 26 年度の実績：30,783 ha）。 また、このうち、保安林の指定施業要件の間伐率の変更や契約相手方の同意等の条件が整った箇所については列状間伐を実施している（平成 23 年度から平成 26 年度の実績：2,458 ha）。 (2) 路網の整備に当たっては、丈夫で簡易な路網を推進するため、現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法のほか、局所的な急傾斜地や谷渡りの箇所などにおいては、ふとんかご工を施工するなどにより、丈夫で簡易な路網の整備に努めている（平成 23 年度から平成 26 年度の実績：丸太組工法 1,260 路線、ふとんかご工 181 路線）。 なお、丸太組工法の施工に当たっては間伐材の活用にも努めている（平成 23 年度から平成 26 年度の実績：約 10 万 9 千m³の間伐材を活用）。 d 森林整備技術の高度化 (1) 検討会の開催 森林整備技術の高度化を推進するため、①森林施業のコスト削減、②列状間伐、③複層林施業、④丈夫で簡易な路網整備等の技術についての検討会を中期計画期間内において整備局毎に毎年度それぞれ 1 回開催している。これにあたっては、造林者はもとより、国有林、県、市町村の職員など地域の林業関係者の参加を得て実施している。 ① 森林施業のコスト削減についての検討会（平成 23 年度から平成 26 年度の延べ参加者 1,394 名） 育林コストの削減に資するコンテナ苗やエリートツリーの導入に向けた検討について、森林総研本所、森林管理局や県の林業試験研究機関から講師を招き助言を得つつ検討を行っている。 ② 列状間伐についての検討会（平成 23 年度から平成 26 年度の延べ参加者 1,189 名） 列状間伐実施による林況変化や、他機関の実施した列状間伐等について、森林管理局や地元森林組合から講師を招き助言を得つつ検討を行っている。 ③ 複層林施業についての検討会（平成 23 年度から平成 26 年度の延べ参加者 1,210 名） 複層林誘導伐を実施した箇所において、伐区設定や実施手順などの考え方についての検討を行っている。 ④ 丈夫で簡易な路網整備等の技術についての検討会（平成 23 年度から平成 26 年度の延べ参加者 1,507 名） 丈夫で簡易な路網の構築に向けた路線選定や丸太組工法（法留工）の施工方法などについて、検討を行っている。 さらに、路網整備技術の着実な普及を図るため、現場において造林者等に技術指導できる職員の養成を目的とした検討会を森林農地整備センター本部主催で開催し、技術レベルの一層の向上に努めている。

	(2) 研究開発との連携 東北北海道整備局、関東整備局、中部整備局及び近畿北陸整備局においては、スギコンテナ苗を植栽した契約箇所について、森林総研本所、各地域育種場等の研究者から指導、助言を得ながら、活着、生長量や工程等の調査を合同で行っている。 また、各整備局が開催した検討会では、森林総研、各育種場から講師を招き、業務に活用できる研究成果の講義や意見交換を行い、知見の共有に努めている。 さらに、森林農地整備センター本部においては、研究及び林木育種に係る成果の活用や研究開発等を効果的に進めるための連携を推進することを目的として、森林総合研究所内の研究、林木育種運営に関する情報交換会を開催される見込みであり、「針葉樹単層林から複層林や針広混交林への誘導についての取組」や「低コスト再造林研究の現状」などについて、水源林造成事業に活用できる知見を共有している（平成 23 年度から平成 26 年度の実績：15 回開催）。 (3) 周辺森林との一体的な路網整備や間伐等の推進 中期計画期間内は、整備局、水源林整備事務所において、地方公共団体、国有林、森林組合等と連携して、森林整備推進協定を締結している（累計：3 整備局、27 水源林整備事務所、約 157 千ha（うち森林農地整備センター造林地約 24 千ha））。 また、今後の協定締結に向けて検討会を実施するとともに、既協定箇所については、協定に基づき、地域と連携した森林整備（作業道、搬出間伐等）を推進するとともに、国有林と連携した安定供給システム販売の実施についても取り組んでいる（平成 26 年度実績：約 1 千㎡）。		
自己評価	評定	B	
	<評定と根拠> a 公益的機能の高度発揮 中期目標計画期間内の全ての新規契約は、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約の締結を行う予定である。 既契約分について、長伐期、複層林化を推進するとともに、施業方法の見直しに取り組み、順次、契約相手方の理解を得られた箇所について契約変更手続きを進め、変更契約を締結している。 b 期中評価の反映 期中評価の指摘事項等を反映させたチェックシートを全ての新植・保育等の施業に活用することにより、適切な事業の実施及び事業実施コストの縮減に努めている。 c 搬出間伐と木材利用の推進 間伐については、内部規程に基づき搬出間伐を実施し、条件が整った箇所については、列状間伐を実施している。 路網の整備については、現場の状況に応じ丸太組工法やふとんかご工などの工法を柔軟に選択かつ適切に整備し、その施工に当たっては積極的に間伐材を活用している。 d 森林整備技術の高度化 各整備局において、計画に基づき、森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした検討会を開催しており、それらの技術等を習得し、造林技術の高度化に向けた取組を図っている。 また、分収造林地をフィールドとして活用し、スギコンテナ苗の活着、生長量や工程の調査などを実施し、研究開発部門と連携した取組を推進した。 さらに、森林農地整備センター造林地周辺の国有林や民有林と森林整備推進協定等を締結し、相互連携により一体的かつ効率的な路網整備や間伐などを推進している。 以上のとおり、事業の実施手法の高度化のための計画の内容を達成する見込みであり「B」評定とした。 <課題と対応> 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、引き続き事業の実施手法の高度化を図る必要がある。 なお、これにあたっては、研究開発業務と水源林造成事業との連携を一層推進し、森林整備技術の高度化に係る相乗効果を確保しつつ行う必要がある。		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評定	B	
	<評定に至った理由> ・ 新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期施業等に限定した契約とし、また、既契約については、長伐期化、複層林化の推進により、公益的機能の高度発揮に努めていることは評価できる。 ・ 期中評価の指摘事項等について現場職員、造林者へ周知を図り、期中評価結果を事業へ適切に反映させるとともに、下刈りの事業コスト等の縮減に取り組んでいることは評価できる。		

		・ 搬出間伐等の実施及び路網整備での積極的な間伐材を活用した工法の採用などに取り組んでいることは評価できる。 ・ 技術向上のための検討会の開催、スギコンテナ苗の導入に係る研究開発部門との連携した取組の推進及び事業地周辺の国有林、民有林との森林整備推進協定等の締結を推進していることは評価できる。 <今後の課題> ・ 事業の実施手法の高度化を図るため、研究開発業務と水源林造成事業との連携による相乗効果の確保に向けた取組を一層推進していく必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・ 今後の課題として、土地提供者の構成員が減少・高齢化するケースが増えていく中、彼らとの連携を進め、共同して森林経営を進めることが将来的に重要となる。			
		(期間実績評価)			
	<table> <tr> <td>評価</td><td></td><td></td></tr> </table>	評価			
評価					
		<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>			

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1－3（1）ウ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 （1）水源林造成事業等 ウ 事業内容等の広報推進		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23－⑫ 評価結果農林水産省 24－⑫ 評価結果農林水産省 25－⑫ 事前分析表農林水産省 26－⑫ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年 0416 平成 25 年 0180 平成 26 年 0167 平成 27 年 0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目 標期間最終 年度地等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度 (見込み)		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
研究発表数 (件) (計画値)	毎年 2 以 上	2	2	2	2	2	2	予算額（千円）	44, 257, 821	55, 781, 504	57, 102, 735	42, 017, 133	35, 431, 172
								決算額（千円）	40, 454, 509	34, 467, 310	48, 724, 652	39, 034, 515	
研究発表数 (件) (実績値)		5	10	6	5	5	2 以上	経常費用（千円）	4, 082, 747	3, 748, 720	3, 524, 935	3, 364, 010	
達成率			500%	300%	250%	250%	100%以上	経常収益（千円）	4, 526, 784	3, 817, 943	3, 642, 245	3, 525, 594	
								行政サービス実施 コスト（千円）	11, 556, 538	8, 026, 043	9, 536, 872	6, 302, 385	
								従事人員数	347	347	347	347	347

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	

中長期計画	森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。 また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。 さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。		
主な評価指標等	<その他の指標> 研究発表数 <評価の視点> 森林整備技術の普及・啓発に資する取組を推進したか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 中期計画期間内における研究発表は、民国含めた地域の林業関係者が幅広く参加する技術研究発表会等において、水源林整備事務所等で取り組んだ研究等の成果について28件以上を発表する予定であり、積極的に森林整備技術に係る普及活動を行っている。 研究発表した内容については、季刊森林総研、ウェブサイト等に掲載して公開し、普及・啓発に努めている。 また、職員の作業道整備の技術の高度化を始め、地域の林業関係者への作業道整備技術の普及・向上を目的として、丈夫で簡易な作業道整備の考え方や計画及び施工について解説した森林農地整備センター作成の技術普及用DVD（平成24年度作成）を造林者や施工業者などのほかに、各種シンポジウム等において関係者へ配布（平成24年度40枚、平成25年度64枚、平成26年度20枚）し、路網整備技術の普及・啓発に努めている。 さらに、水源林造成事業を紹介するパンフレットを利用し、各種シンポジウム来場者や事業関係者に対し、最近の取組や事業の効果等を説明している。 また、水源林造成事業の事業実績、効果、近年の取組をとりまとめ、ウェブサイトに掲載し紹介するとともに、これらを林業専門誌関係者へ説明するなどし、水源林造成事業の事業内容等の普及・啓発に努めている。 加えて、事業実施の透明性を高めるため、中期目標計画期間内の分収造林契約実績をウェブサイトに掲載し公開するとともに、整備局別の分収造林契約面積を掲載している。 モデル水源林におけるデータの蓄積については、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、平成16年度に設定したモデル水源林におけるこれまでの調査結果について、森林総研本所及び大学の研究者から指導・助言を得つつ中間とりまとめを行い、ウェブサイト（ホームページ）に公表するとともに、引き続き水文データの収集、蓄積を行っている。		
自己評価	評価	B	<評価と根拠> 中期計画期間内においては、造林事業の普及・啓発を図るため、水源林整備事務所における研究等の成果について、森林管理局等が主催する技術研究発表会において全体で28件以上を発表する予定である。 また、事業効果及び効果事例等については、ウェブサイト、広報誌等により積極的な広報活動に努めるとともに、パンフレットを利用して説明に努めている。特に、事業実施の透明性を高めるため、年度別の分収造林契約実績を各整備局ごとに整理してウェブサイトに公開している。 さらに、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、モデル水源林におけるこれまでの調査結果の中間とりまとめを行い、ウェブサイト（ホームページ）に公表するとともに、引き続き水文データの収集、蓄積を行っている。 以上のとおり、事業内容等の広報推進について、計画の内容を達成する見込であり「B」評価とした。 <課題と対応> 引き続き、事業内容等についての広報を推進する必要がある。
主務大臣による評価	（見込評価） 評価 B <評価に至った理由> ・地域の林業関係者が参加する各地域の技術研究発表会での発表及び森林整備センターにおけるシンポジウムの開催等を通じて、事業成果を積極的に広報していることは評価できる。（研究発表実績は計画以上の28件以上の発表数となる見込み。）		

	・ウェブサイト、広報誌等による広報活動及び事業実績、事業評価等の情報提供を積極的に行うことにより、事業の広報の強化・透明性の確保に努めていることは評価できる。			
	<今後の課題> ・引き続き、効果的な広報活動の実施、広報内容等の充実及び積極的な情報発信に努める必要がある。			
	(期間実績評価)			
	<table border="1"> <tr> <td>評価</td><td></td><td></td></tr> </table>	評価		
評価				
	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>			

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3 (1) エ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業等 エ 事業実施コストの構造改善		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー 政策評価書：評価結果農林水産省 23-⑫ 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年 0416 平成 25 年 0180 平成 26 年 0167 平成 27 年 0173	

2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度地等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度
総合的なコスト改善率	平成24年度の総合的なコスト改善率 15% (平成19年度と比較)		13.4%	15.5%	—	—	—	予算額（千円）	44,257,821	55,781,504
								決算額（千円）	40,454,509	34,467,310
								経常費用（千円）	4,082,747	3,748,720
								経常収益（千円）	4,526,784	3,817,943
								行政サービス実施コスト（千円）	11,556,538	8,026,043
								従事人員数	347	347
									25年度	26年度
									27年度	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	

中長期計画	水源林造成事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成２４年度において平成１９年度と比較して１５％の総合的なコスト構造改善を達成する。 また、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。		
主な評価指標等	<主な定量的指標> 総合的なコスト改善率 <評価の視点> コスト構造改善が確実に行われているか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 中期計画の目標としている「平成２４年度において平成１９年度と比較して１５％程度の総合的なコスト構造改善」については、施業方法の見直し等による造林コストの低減に取り組んだことにより、平成２４年度において１５．５％の総合的なコスト構造改善となり、目標を達成している。		
	自己評価	評価	B
	<評価と根拠> 中期計画の目標としている「平成２４年度において平成１９年度と比較して１５％程度の総合的なコスト構造改善」については、施業方法の見直し等による造林コストの低減に取り組んだことにより、平成２４年度において１５．５％の総合的なコスト構造改善が確保されており、目標を達成していることから「B」評価とした。 <課題と対応> 引き続きコスト削減に向けた取組を徹底する必要がある。		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評価	B	
	<評価に至った理由> ・「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、平成 24 年度において平成 19 年度に比較して 15.5 %（目標値 15 %）の総合的なコスト構造改善を達成したことは評価できる。 <今後の課題> ・引き続き、森林施業等の事業コスト削減に向けた取組等の推進に努める必要がある。		
	(期間実績評価)		
	評価		
	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3（2）ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 （2）特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業 ア 計画的で的確な事業の実施		
関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第9条、第11条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-⑫ 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：平成24年 0410、0416 平成25年 0123、0180 平成26年 0112、0167 平成27年 0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度 （見込み）		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
特定中山間保全整備事業の事業完了区域数（区域）	2 5 年度中に事業実施中の2 区域を完了			1 （南富良野）	1 （邑智西部）	—	—	予算額（千円）	28, 913, 337	26, 177, 704	22, 363, 281	20, 027, 686	16, 499, 638
農用地総合整備事業の事業完了区域数（区域）	2 4 年度中に事業実施中の1 区域を完了			1 （美濃東部）	—	—	—	決算額（千円）	26, 379, 930	24, 060, 333	21, 141, 064	18, 964, 977	
完了後の評価に係る調査実施区域数（区域）	完了後の評価にかかる業務を確実に行う		1 （直入庄内）			1 （泉州東部）	3 （郡山） （安房南部） （阿蘇小国郷）	経常費用（千円）	112, 016, 601	43, 320, 574	48, 854, 663	12, 666, 755	
完了後の評	完了後の		2	1			1	経常収益（千円）	112, 109, 029	43, 410, 906	48, 962, 723	12, 563, 581	
								行政サービス実施コスト（千円）	81, 747, 974	30, 089, 577	31, 749, 894	9, 034, 943	

価の実施区域数 (区域)	評価にか かる業務 を確実に 行う		(大隅中央) (根室東部)	(直入庄内)			(泉州東部)						
								従事人員数	90	65	29	19	19

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	(2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の実施 特定中山間保全整備事業は、中山間地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地の整備を行うことにより、農林業の振興を図るとともに、水源の涵養、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等森林や農用地の有する公益的機能の維持増進を図るものであり、また、農用地総合整備事業は、農用地及び土地改良施設等の整備を総合的かつ集中的に実施することにより、農業の生産性向上と農業構造の改善を図るものであることから、以下の目標を達成しつつ、確実な事業実施を図る。 ア 計画的で的確な事業の実施 (ア) 実施中の区域について、事業実施計画に基づき、着実に事業を実施し、やむを得ない理由がない限り、特定中山間保全整備事業については平成25年度中に、農用地総合整備事業については平成24年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。 (イ) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実に事業実施に反映させる。		
中長期計画	ア 計画的で的確な事業の実施 a 事業の計画的な実施 ① 特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、事業実施中の2区域を完了する。 ② 農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、事業実施中の1区域を完了する。 ③ 事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。 b 期中評価の反映 期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。		
主な評価指標等	<主な定量的指標> 事業完了区域数及び完了後の評価に係る業務実施区域数 <評価の視点> 実施中の事業が完了したか、また、完了後の評価に係る業務が確実に実行されているか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 農用地総合整備事業については、平成24年度に全ての事業が完了した。また、特定中山間保全整備事業についても、平成25年度に全ての事業が完了した。その他、完了後の評価に係る業務を平成23、24、26年度に実施した。		
自己評価	評定	B	
	<評定と根拠> 平成25年度までに全ての特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業が完了するとともに、完了後の評価に係る業務が確実に実施される見込みであり「B」評定とした。 <課題と対応> 引き続き完了後の評価に係る業務を確実に実行する必要がある。		
主務大臣による評価	(見込評価)		

		評定	B	
		<設定に至った理由> ・特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業を計画どおり事業完了させており評価できる。 ・また、完了後の評価も確実に実施している。		
		(期間実績評価)		
		評定		
		<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3 (2) イ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業 イ 事業の実施手法の高度化のための措置		
関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第9条、第11条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-⑫ 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：平成24年 0410、0416 平成25年 0123、0180 平成26年 0112、0167 平成27年 0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
木材使用量 （m³）			229	271	23	—	—	予算額（千円）	28, 913, 337	26, 177, 704	22, 363, 281	20, 027, 686	16, 499, 638
再生砕石使用 量（m³）			9, 629	5, 234	6, 232	—	—	決算額（千円）	26, 379, 930	24, 060, 333	21, 141, 064	18, 964, 977	
再生アスフ ァルト使用 量（m³）			184	1, 519	1, 278	—	—	経常費用（千円）	112, 016, 601	43, 320, 574	48, 854, 663	12, 666, 755	
メタルロート [※] 設 置延長(m)			100	131	49	—	—	経常収益（千円）	112, 109, 029	43, 410, 906	48, 962, 723	12, 563, 581	
プレキャス トガードレ ール基礎設 置延長(m)			191	27	426	—	—	行政サービス実施 コスト（千円）	81, 747, 974	30, 089, 577	31, 749, 894	9, 034, 943	
								従事人員数	90	65	29	19	19

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標		事業規模の縮小に対応しつつ、環境の保全への配慮、建設副産物等の有効利用、新技術や新工法の導入等の取組を行う。	
中長期計画		全区域の完了に向けた事業規模の縮小に対応しつつ、残事業において以下の取組を実施する。 a 環境の保全及び地域資源の活用配慮した事業の実施 ① 必要に応じ有識者等の助言を受ける機会を設け、環境調査や地域の環境特性に対応した保全対策を実施する。 ② 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止に資する観点から、木材利用に努める。 ③ 資源の有効利用の観点から、建設副産物等の再生材の利用を行うなどの取組を実施する。 b 新技術・新工法の採用 ① 事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業（以下「新技術導入事業」という。）等に登録されている新技術・新工法の導入に努める。 ② 施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事の推進に努める。	
主な評価指標等		＜その他の指標＞ 木材使用量、再生砕石使用量、メタルロード設置延長等 ＜評価の視点＞ 環境の保全及び地域資源の活用並びに新技術・新工法の採用に努めたか	
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績		＜主要な業務実績＞ 有識者の助言を受けて環境調査や保全対策を実施するとともに、木材利用や再生材利用に努めつつ事業を実施した。 また、事業実施にあたり新技術や新工法を採用し、事業の高度化を一層推進した。 なお、これら事業については、平成25年度で全て完了している。	
自己評価		評定	B
		＜自己評価＞ 環境に係る調査や保全対策を実施するとともに、木材利用による二酸化炭素の固定・貯蔵への貢献や再生材の利用による資源の有効利用に寄与した。 現地にて新技術や新工法を採用した。 地元説明会を実施し、地域住民による農家・地域住民等参加型直営施工工事を実施した。 以上のことから、計画の内容を達成しており「B」評定とした。 ＜課題と対応＞ なし（事業は全て完了）	
主務大臣による評価		（見込評価）	
		評定	B
		＜設定に至った理由＞ ・環境に配慮して木材や再生材を利用したほか、新技術や新工法を採用し、計画どおり事業実施していることは評価できる。 ・また、地域住民による参加型直営施工工事を実施したことも評価できる。	
		（期間実績評価）	

		評定		
		<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3（2）ウ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 （2）特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業 ウ 事業実施コストの構造改善		
関連する政策・施策	食料・農業・農村基本計画 森林・林業基本計画	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第9条、第11条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-⑫ 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑫ 行政事業レビューシート事業番号：平成24年 0410、0416 平成25年 0123、0180 平成26年 0112、0167 平成27年 0173

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 地等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
総合的なコスト改善率	平成 2 4 年度の総合的なコスト改善率 15%（平成 1 9 年度と比較）		12. 1 %	15. 1 %	—	—	—	予算額（千円）	28, 913, 337	26, 177, 704	22, 363, 281	20, 027, 686	16, 499, 638
								決算額（千円）	26, 379, 930	24, 060, 333	21, 141, 064	18, 964, 977	
								経常費用（千円）	112, 016, 601	43, 320, 574	48, 854, 663	12, 666, 755	
								経常収益（千円）	112, 109, 029	43, 410, 906	48, 962, 723	12, 563, 581	
								行政サービス実施コスト（千円）	81, 747, 974	30, 089, 577	31, 749, 894	9, 034, 943	
								従事人員数	90	65	29	19	19

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	平成20年度に策定された「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、研究所が実施する公共事業について、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。

中長期計画	特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。		
主な評価指標等	<主な定量的指標> 総合的なコスト改善率 <評価の視点> コスト構造改善が確実に行われているか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 中期計画の目標としている「平成24年度において平成19年度と比較して15%程度の総合的なコスト構造改善」については、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコスト縮減に取り組み、平成24年度において15.1%の総合的なコスト構造改善となり、目標を達している。		
自己評価	評定	B	
	<自己評価> 中期計画の目標としている「平成24年度において平成19年度と比較して15%程度の総合的なコスト構造改善」については、計画・設計・施工・調達の最適化等によるコスト縮減に取り組み、平成24年度において15.1%の総合的なコスト構造改善が確保されており、目標を達成していることから「B」評定とした。 <課題と対応> 特になし（事業は全て完了）		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評定	B	
	<設定に至った理由> ・「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、平成24年度において平成19年度と比較して15.1%（目標値15%）の総合的なコスト構造改善を達成したことは評価できる。		
	(期間実績評価)		
	評定		
	<評定に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1-3 (3)	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 食料・農業・農村基本計画	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-⑫ 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年 0246、0410、0416 平成 25 年 0123、0180、0187 平成 26 年 0112、0167、0174

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 地等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
林道事業 負担金等徴 収 額（百 万 円）			5, 777	5, 689	4, 971	4, 534	3, 966	予算額（千円）	28, 913, 337	26, 177, 704	22, 363, 281	20, 027, 686	14, 499, 638
特定中山間 保全整備事 業等負担金 等徴収額 （百万円）			13, 154	11, 201	10, 239	10, 100	7, 986	決算額（千円）	26, 379, 930	24, 060, 333	21, 141, 064	18, 964, 977	
NTT-A 資 金 貸付金徴収 額（百万円）			16	5	3	3	3	経常費用（千円）	112, 016, 601	43, 320, 574	48, 854, 663	12, 666, 755	
保全管理業 務林道移管 （区間）			4	5	2 （移管完了）	—	—	経常収益（千円）	112, 109, 029	43, 410, 906	48, 962, 723	12, 563, 581	
								行政サービス実施 コスト（千円）	81, 747, 974	30, 089, 577	31, 749, 894	9, 034, 943	
								従事人員数	90	65	29	19	19

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	(4) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務管理及び緑資源幹線林道の保全管理後有無の実施 平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等に係る債権債務及びN T T－A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行うとともに、機構の廃止前に着手された林道で地方公共団体への移管が終了していない箇所について、必要な維持、修繕その他の管理を行い、地方公共団体への移管等を推進する。		
中長期計画	ア 債権債務管理業務等の実施 平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びN T T－A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。 イ 保全管理業務の実施 機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。		
主な評価指標等	＜その他の指標＞ 林道事業負担金等の徴収額、特定中山間保全整備事業等負担金等の徴収額、N T T－A資金貸付金の徴収額等及び林道移管 ＜評価の視点＞ 債権債務管理及び林道移管が適切に行われているか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	＜主要な業務実績＞ ア 債権債務管理業務の実施 (1) 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金（以下「林道事業負担金等」という。）は、元利均等半年賦支払（年2回）により徴収している。 この徴収を確実に行之、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道県等と連絡を密にし状況の把握に努め、さらに、納付見込額等の資料提供を行うとともに、出向いて説明するなど徴収に対する理解と協力要請を行い、債権の確実な確保に努めた。その結果、林道事業負担金等に係る債権については、計画どおり24,937百万円を徴収できる見込みであるとともに、償還業務についても確実に実施できる見込みである。 (2) 特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等（以下「特定中山間保全整備事業等負担金等」という。）は、元利均等年賦支払（年1回）により徴収している。 この徴収を確実に行之、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道府県等と連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、特定中山間保全整備事業等負担金等に係る債権については、計画どおり52,680百万円を徴収できる見込みであるとともに、償還業務についても確実に実施できる見込みである。 (参考) 負担金等には、農業施設整備事業において整備し譲渡した農業用施設に係る対価を含む。 (3) N T T－A資金に係る貸付金の徴収は、元金均等年賦償還（年1回支払）により徴収しており、農業用排水施設他目的プロジェクト等を実施するためのN T T－A資金に係る貸付金については、借入金償還を適切に実行するための取組として、債務者への連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、N T T－A資金に係る債権については、計画どおり30百万円を徴収できる見込みであり、償還業務についても確実に実施できる見込みである。 (参考) N T T－A資金とは、国からN T T株の売却収入を無利子で借り受け、土地改良区等に対し、事業資金を無利子で融資する制度（融資については、平成14年度に廃止） イ 保全管理業務の実施 保全管理業務は、計画どおり平成24年度をもって終了し、管理していた全区間の移管についても平成25年度に完了した。		
自己評価	評定	B	＜評定と根拠＞ 中期計画期間内の林道事業負担金等及び特定中山間保全整備事業等負担金等並びにN T T－A資金に係る債権については、全額徴収し、確実に償還する予定である。また、保全管理業務の実施については、関係地方公共団体と連絡調整を重ねつつ、必要な維持、修繕その他の管理を確実に実施した。このため、計画の内容を達成する見込であり「B」評定とした。

		<課題と対応> 今後についても、確実に債権債務管理業務を行う必要がある。
主務大臣による評価	(見込評価)	
	評価	B
	<評価に至った理由> ・林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等に係る債権債務及びN T T－A 資金に係る債権債務について、計画どおり徴収し、償還業務についても確実に実施している。 ・機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、関係地方公共団体と連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施し、平成 25 年度に全区間の移管が終了している。 <今後の課題> ・引き続き債権債務管理に係る徴収及び償還を計画的に実施していく必要がある。	
	(期間実績評価)	
	評価	
	<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1 - 4	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第 11 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23 - 18 事前分析表農林水産省 24 - 18 事前分析表農林水産省 25 - ⑮ 事前分析表農林水産省 26 - ⑮ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年 0283 平成 25 年 0323 平成 26 年 0301 平成 27 年 0296

2. 主要な経年データ														
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
		基準値等	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度			2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
委員会等派遣件数			2, 139	2, 204	2, 093	1, 905		予算額（千円）						
他機関との研究分担			344	334	345	439		決算額（千円）						
内 訳	共同研究		75	84	97	79		経常費用（千円）						
	受託研究等		95	80	72	84		経常利益（千円）						
	分担研究		49	49	52	59		行政サービス実施コスト（千円）						
	研究委託等		125	121	124	217		従事人員数						

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関として、効率的な研究の実施及び成果の利活用の促進のため、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間等との連携・協力を積極的に行う。 また、地域が限定される研究課題等のうち、公立林業試験研究機関等において実施可能なものについては、地方に委ねることとする。 さらに、緊急対応を含めて行政機関等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行う。
中長期計画	研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究開発を推進する中核機関として、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図

	り、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間企業等との適切な連携・協力を進め、産学官連携を強化しつつ効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。特に、森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。 自然災害や森林被害等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生をはじめとする重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への技術情報の提供を行うとともに、行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。 国等の策定する規格、基準等について、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。 産学官の連携・強化については、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。 国有林野を活用した研究開発、検定林の設定、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。 林野庁が主催し、都道府県等が参画する林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化する。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 豪雨、地震等による山地災害の発生に際し、林野庁や地方公共団体からの要請に応じて、現地調査や対策に係る委員会に専門家を派遣し、災害の原因究明、二次災害防止、復旧対策等への助言・指導を行った。また、林野庁森林技術総合研修所、気象庁気象研究所等国の機関や一般社団法人日本森林技術協会、一般社団法人日本木材学会等、林業関係団体等が開催する委員会に職員を派遣した。 国等からの委託による研究、他の研究機関や民間企業との共同による研究の実施、行政機関等が主催する各種委員会への専門家の派遣等により、これら機関との連携・協力を進めたほか、都道府県等との共催により、放射性物質による森林・木材の影響等に関する成果発表会を開催した。地方における産学官連携のための情報機能等を強化する観点から、北海道、東北、関西、九州の各支所に産学官連携推進調整監ポストを新設して、体制強化を図った。 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関しては、文部科学省、厚生労働省、(独)日本原子力研究開発機構等からの要請に基づき、森林における影響や除染に関する委員会に専門家を派遣するとともに、放射性物質影響評価監の新設など迅速かつ柔軟な調査・研究体制を確立し、併せて運営費交付金から緊急的に予算を捻出して調査を開始し、関係機関への速やかな助言、その後に成立した補正予算等による取組等、切れ目のない技術的支援を実施した。さらに、厚生労働省、(独)日本原子力研究開発機構、(独)放射線医学総合研究所等からの要請に基づき、森林における影響や除染に関する委員会への専門家派遣を継続して実施した。 さらに、各研究領域・拠点と林野庁各課との情報交換の場として、研究調整会議・意見交換会を治山事業、森林保護、海外林業、京都議定書における土壌炭素プール等の分野に関して開催したほか、林野庁と森林総合研究所の幹部による情報交換会を開催する等連携の強化に努めた。 研究機関との連携・協力については、民間、大学、試験研究機関等との間での共同研究及び受託研究等、大学等が行う科学研究費補助金による研究の分担者としての分担研究、大学、公立・民間試験研究機関への研究委託等を平成26年度までに合計1,462件行った。 製材の日本農林規格をはじめとする林産物の日本農林規格の改正において、農林物資規格調査会委員に職員を派遣すると共に、原案作成委員会の委員長及び委員として、データ等を提供すると共に、国家規格の改正を通して成果の普及・活用に努めた。特に、新たに日本農林規格化された直交集成板(CLT)の日本農林規格作成にあたっては、国土交通省や林野庁等が求めるスケジュールに応え、極めて短期間でデータ収集及び日本農林規格制定を達成した。また、WPC(木材・プラスチック再生複合材)等の日本工業規格改正に関しても、データ提供および原案作成委員として、研究成果の普及・活用に努めた。 森林管理局・森林管理署との連携については、山地災害への対応(人家、重要なインフラへの緊急な対応策が必要な現地調査)、低コスト作業システムの構築(森林作業道、間伐手法、更新手法、コンテナ苗)、フォレストアライズ育成(講師、現地指導)、ニホンジカの捕獲手法の開発、ニホンジカ・クマによる剥皮被害対策、カシノナガキイムシやマツクイムシ被害対策等に関する委員会、現地検討会等へ職員の派遣を実施した。また、国有林内に設定している固定試験地についての調査研究の報告、各森林管理局が開催する技術開発委員会や業務研究発表会への派遣要請に適切に対応した。 都道府県立林業試験研究機関との連携・協力については、本所、支所及び育種センターにおいて、林野庁が主催する林業研究・技術開発推進ブロック会議(研究分科会、育種分科会)の運営に中核機関及び事務局として積極的に関与するとともに、各林業試験研究機関連絡協議会の運営に主体的に関わった。さらに、都道府県立林業試験研究機関の研究成果を編集して「公立林試研究成果選集」を毎年度発行した。

	自己評価	評価	B	
		<評価と根拠> 自然災害や森林被害等への緊急対応では、林野庁や地方公共団体の要請に応じて、積極的に対応した。東京電力福島第一原子力発電所の事故に関しては、森林における影響や除染に関する委員会への専門家の派遣や、放射性物質影響評価監の新設など迅速かつ柔軟な調査・研究体制を確立するなどの対応を行った。国、他の研究機関、都道府県、大学及び民間企業との連携・協力を進めるため、行政機関や林業関係団体等が行う各種専門委員会へ専門家を派遣し、連携を強化した。他の独立行政法人と共同研究の成果をシンポジウムで公表したり、CLT の JAS 規格の策定に貢献するなどした。地域または全国的に取り組むべき課題を協議するため、林業研究・技術開発推進ブロック会議（研究分科会、育種分科会）を通して、積極的に関与し、公立林業試験研究機関に対して技術指導を行うなど、連携・協力関係を強化した。 以上のような実績から、中期目標の達成は可能と判断し、「B」と評価した。 <課題と対応> 災害発生時にはこれまでも臨機に対応を行ってきたが、休日等の対応もあることから、年度当初等に緊急連絡体制を改めて周知する。また、専門家の派遣にあたっては、特定の研究者に偏ることがないように、委託元との調整を行い適切な人選を行う。		
主務大臣による評価		(見込評価)		
		評価	B	
		<評価に至った理由> ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に対し、放射性物質影響評価監を迅速に新設して体制を確立し、森林における影響や除染に関する調査・研究を実施している。 ・林産物の日本農林規格の改定・CLT の日本農林規格の制定に貢献するなど、社会的な要請に対応している。 <今後の課題> ・引き続き、森林における影響や除染に関する調査・研究を実施するとともに、社会的な要請に対応していく必要がある。 <国立研究開発法人審議会の意見> ・今後の課題として、研究成果が実社会で活用されるよう、諸機関との連携・協力を進める必要がある。 ・森林に対する社会の要請に積極的に対応し、多くの関係者の派遣を行い、福島原発事故についても、専門家の適切なプレスリリースや、海外研究機関との連携を行なったことを評価する。 ・産学官の連携、東電の事故に関わる関連機関との連携など、目標達成に向かって順調に進んでいると思われる。CLT の JAS 規格制定にも一役買っている。		
		(期間実績評価)		
		評価		
		<評価に至った理由> <今後の課題> <その他事項>		

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-5	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 成果の公表及び普及の促進		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年 0283 平成 25 年 0323 平成 26 年 0301 平成 27 年 0296

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	基準値等	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
学会等での発表 件数		1, 100	1, 181	1, 145	1, 087		予算額（千円）					
国際学会等参加 者数		99	87	108	109		決算額（千円）					
研究員一人当た りの論文数		1. 01	1. 17	1. 14	1. 12		経常費用（千円）					
報告論文数 （英語投稿数）		458 (247)	507 (265)	496 (248)	491 (245)		経常利益（千円）					
文献データベー ス（FOLIS）検索 システムの利用 数		12, 133	13, 772	14, 702	12, 781		行政サービス実施 コスト（千円）					
特許登録数		13	11	6	16		従事人員数					

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 成果の公表及び広報

	研究開発の成果は、積極的に国内外の学術雑誌等への論文掲載、学会での発表により公表するとともに、その成果及び活動状況については、マスコミ等へのプレスリリース、研究所の広報誌、ウェブサイト（ホームページ）等を通じて積極的に広報を行う。 また、研究所が創出した成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、更なる研究活動の進展につなげるために、国民との双方向コミュニケーションを積極的に推進する。 (2) 成果の利活用の促進 各種行政的課題の解決や森林・林業・木材産業の現場での活用に役立てるため、成果の利活用を促進する。 また、特許等の知的所有権を適正に管理するとともに、民間等への技術移転活動を活性化し、その利活用の促進を図る。																																																																																																		
中長期計画	(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果等については、研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、一般市民、自治体、各種団体等との連携やネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションに努める。 国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行う。 研究者一人当たりの論文発表数は年平均 1.0 報を上回るよう努める。 (2) 成果の利活用の促進 普及可能な技術情報は、マニュアル、データベース等により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。 また、自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。 知的所有権の取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。																																																																																																		
主な評価軸（評価の視点）、指標等	－																																																																																																		
法人の業務実績等・自己評価																																																																																																			
業務実績	< 主要な業務実績 > (1) 成果の公表及び広報 本・支所および林木育種センターにおいては、研究開発の成果等について、様々な手段を用いて広報活動を推進した。また、年報について平成 25 年度よりホームページ掲載のみとして配布の迅速化と経費節減を図り、機関広報誌である季刊森林総研について、平成 25 年度の配布先と配布部数を見直すとともに平成 26 年度下半期から増ページならびに誌面刷新を図るなど、効率的かつ効果的な広報活動に努めた。 ○ 刊行物発行回数 <table><tr><th colspan="2"></th><th colspan="5">発行回数</th></tr><tr><th>刊行物名</th><th>発行機関</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>26年度</th><th>計</th></tr><tr><td>森林総合研究所研究報告</td><td>森林総合研究所</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>16</td></tr><tr><td>森林総合研究所年報</td><td>森林総合研究所本・支所・園</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>32</td></tr><tr><td>季刊森林総研</td><td>森林総合研究所</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>16</td></tr><tr><td>研究情報等</td><td>森林総合研究所支所・園</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>30</td><td>120</td></tr><tr><td>森林総合研究所林木育種センター年報</td><td>林木育種センター</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>「林木育種の実施状況及び統計」※(取りまとめ)</td><td>林木育種センター</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>林木育種情報</td><td>林木育種センター</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>12</td></tr><tr><td>北海道育種場だより「野幌の丘から」</td><td>北海道育種場</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>8</td></tr><tr><td>東北の林木育種</td><td>東北育種場</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>2</td><td>12</td></tr><tr><td>関西育種場だより</td><td>関西育種場</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>12</td></tr><tr><td>九州育種場だより</td><td>九州育種場</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>8</td></tr><tr><td></td><td>計</td><td>62</td><td>61</td><td>61</td><td>60</td><td>244</td></tr></table> ※ 主な配布先：行政機関、公的研究機関、大学、農業高校、公的図書館、林業・木材協会、新聞社など。 ※ 平成 25 年度より年報はホームページ掲載のみで印刷及び配布はしていない。			発行回数					刊行物名	発行機関	23年度	24年度	25年度	26年度	計	森林総合研究所研究報告	森林総合研究所	4	4	4	4	16	森林総合研究所年報	森林総合研究所本・支所・園	8	8	8	8	32	季刊森林総研	森林総合研究所	4	4	4	4	16	研究情報等	森林総合研究所支所・園	30	30	30	30	120	森林総合研究所林木育種センター年報	林木育種センター	1	1	1	1	4	「林木育種の実施状況及び統計」※(取りまとめ)	林木育種センター	1	1	1	1	4	林木育種情報	林木育種センター	3	3	3	3	12	北海道育種場だより「野幌の丘から」	北海道育種場	2	2	2	2	8	東北の林木育種	東北育種場	4	3	3	2	12	関西育種場だより	関西育種場	3	3	3	3	12	九州育種場だより	九州育種場	2	2	2	2	8		計	62	61	61	60	244
		発行回数																																																																																																	
刊行物名	発行機関	23年度	24年度	25年度	26年度	計																																																																																													
森林総合研究所研究報告	森林総合研究所	4	4	4	4	16																																																																																													
森林総合研究所年報	森林総合研究所本・支所・園	8	8	8	8	32																																																																																													
季刊森林総研	森林総合研究所	4	4	4	4	16																																																																																													
研究情報等	森林総合研究所支所・園	30	30	30	30	120																																																																																													
森林総合研究所林木育種センター年報	林木育種センター	1	1	1	1	4																																																																																													
「林木育種の実施状況及び統計」※(取りまとめ)	林木育種センター	1	1	1	1	4																																																																																													
林木育種情報	林木育種センター	3	3	3	3	12																																																																																													
北海道育種場だより「野幌の丘から」	北海道育種場	2	2	2	2	8																																																																																													
東北の林木育種	東北育種場	4	3	3	2	12																																																																																													
関西育種場だより	関西育種場	3	3	3	3	12																																																																																													
九州育種場だより	九州育種場	2	2	2	2	8																																																																																													
	計	62	61	61	60	244																																																																																													

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
計	4,932	4,021	3,247	3,291

24年度は誤作動のため、支所の4～6月を含まず

林育苗部門においては、林育苗種成果発表会や開発した種苗の普及促進のため、森林組合や種苗生産業者を対象に、「林育苗種開発品種説明会」を開催するとともに、「林木遺伝子銀行 110 番」の里帰りや、マツノザイセンチュウに強いアカマツ・クロマツの開発などをプレスリリースし、積極的な広報活動を行った。特に期間を通じて、「林木遺伝子銀行 110 番」の里帰りについては、マスメディアの関心が高かった。また、「青少年のための科学の祭典・日立大会」（平成 25 年度、平成 26 年度）で、「良いタネ、悪いタネの見分け方」を出展し、「エコフェスひたち」（平成 25 年度、平成 26 年度）では、研究の紹介や木の円盤を使った工作などを行った。東北・関西育種場では、積極的に森林教室・育種場の見学会の受入れ等を行い研究成果の普及を行った（平成 23 年度～平成 26 年度：合計 30 回）。

参加者数/人

イベント名	主催等	23年度	24年度	25年度	26年度
一般公開	森林総合研究所本・支所・園	34,174	43,875	39,078	47,258
公開講演会・研究成果発表会	森林総合研究所本・支所・園	1,003	1,649	2,480	1,434
親林の集い	林木育種センター	1,500	900	200	1,100
林木育種成果発表会	林木育種センター	120	120	110	130
林木育種開発品種説明会	林木育種センター			120	
技術検討会	林木育種センター		116		
森林とのふれあい	関西育種場		300	300	250
公開セミナー	東北育種場				88
	計	36,797	46,960	42,288	50,260

		H15～H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	計
受入れ	件数	101	14	13	20	22	17	27	15	229
	点数	142	30	14	29	22	17	29	29	312
里帰り	件数	45	7	15	18	11	27	17	9	149
	点数	61	9	16	34	11	36	17	10	194

国内外の学会、シンポジウム等に参加し、口頭及びポスターにより毎年 1,100 件～1,200 件の発表を行った。主な大会としては、第 18 回国際植物科学会議、第 19 回ヨーロッパバイオマス科学会議、世界バイオエネルギー会議 2012、第 27 回菌類遺伝学会議、第 55 回国際植生学会シンポジウム、第 11 回

	国際哺乳類学会、第 56 回国際植生学会大会、第 11 回国際生態学会大会、第 9 回国際二酸化炭素会議、IUFRO 世界大会 2014、第 9 回大気汚染と地球環境変化に関する国際会議、第 20 回国際土壌学会、木質構造世界会議 2014、森林・林業リモートセンシング国際研究集会 2014、第 23 回植物及び動物のゲノムに関する学会等である。 研究員 1 人当たりの主要学術誌掲載論文数は平成 23 年度時から平成 26 年度まで毎年 1.0 報以上となり、目標を達成した。 (2) 成果の利活用の促進 特筆すべき成果を毎年 30 件程度選抜し、研究成果選集として冊子にまとめ、毎年出版した。研究成果選集として選ばれた代表的な成果としては「樹木の香りで生活環境空間を浄化する」、「地盤改良杭としての間伐材の利用－間伐材の土木利用拡大を目指して－」、「木質バイオマスの利用で化石燃料を 20% カット」、「森林観測ネットワークで気候変動の影響を探る－タワーを用いた二酸化炭素吸収量(CO2)の把握－」、「原子力発電所事故で放出された放射性セシウムの森林内の分布を明らかに」、「東日本大震災の津波による海岸林の被害と津波被害軽減機能」、「再造林の低コスト化をいかに進めるか」、「木質材料からのアセトアルデヒド放散のしくみを明らかに」、「熱帯林の保全を目指して－ REDD プラスのための技術解説書の刊行とクレジット化のためのガイドラインの提案－」、「森林から流れてくる水に放射性セシウムはほとんど含まれない」、「カビでスギ花粉の飛散を絶つ防止剤の開発」、「サクラ栽培品種の分類体系の再編とデータベース化」、「シカの行動を制御して効率よく捕獲する」、「スギ優良個体の選抜のためのゲノムワイドアソシエーション研究」、「クロス・ラミネイティド・ティンバー(CLT)の開発と基礎的性質の解明」などがある。 文献情報については、図書資料管理システム (ALIS) への入力及び、林業・林産業国内文献データベース (FOLIS) への入力を実施した。 森林農地整備センターにおいては、事業を通じて地域との共生を目指し、持続可能な森林経営に貢献する水源林造成事業等の意義や効果について、一般市民の方々に広く情報として発信するため、中期計画期間内において季刊森林総研を活用した広報のほか、「森林農地整備センターにおける広報の基本方針について」に基づき、各整備局等においてシンポジウムや小学生等を対象とした森林教室等を開催するとともに、その概要について、ホームページや雑誌等に掲載した。 また、主催イベント以外にも自治体、団体等が主催する森林・林業等に係る各種イベントに参加し、これらについてもホームページ等に掲載し広く情報発信を行った。 特許等の知的財産の取扱いのうち、発明等の取扱いについては「職務発明規程」に基づき、職務発明委員会による出願審査等を経て出願を行い、平成 23 ～ 26 年度において特許出願数は、国内 26 件、国外 2 件で、登録数は国内 32 件、国外 14 件であった。		
自己評価	評定	B	
	<評定と根拠> 研究開発の成果等については、研究報告、広報誌等の印刷物の発行、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し公表及び広報に努めた。森林教室等により、親しみやすい形で、一般市民への情報発信ならびに双方向コミュニケーションに努めた。 国内外の学会、シンポジウム等に積極的に参加するなどして、多様な情報発信の場を利用して多くの成果を発信した。 研究員 1 人当たりの主要学術誌掲載論文数は平成 26 年度まで毎年 1.0 報を上回り、目標を達成した。また、国内外合わせて 46 件の特許登録を行った。 以上の成果より、中期目標の達成は可能と判断し「B」と評定した。 <課題と対応> 研究成果を国内外に発信して社会への還元を目指すため、効果的かつ統一的な広報活動を積極的に展開することを努める。また、研究成果に基づいたマニュアルやパンフレットについては、限られた予算の中で作成していることから、効果的に配布する必要がある。このため、配布先の選定にあたっては常に見直しを実施し、また、配布先からの出された要望等についても適切に反映するなどの措置を講じる。 種苗生産者、森林所有者のユーザー等に対する研究成果発表会及び林木育種開発品種説明会の開催、ホームページ等を通じて計画的かつ積極的な情報提供に努めるとともに、市民と身近にふれあうことがきでる地域のイベントへも参加していく必要がある。 広報誌等を用いた情報発信や論文発表等、さらには支所に産学官連携調整鑑をおくなどして成果の普及に努め、成果を得たものの、行政改革等により地方の公設試験場が弱体化したことなどにより、得られた成果の地方の林業現場への普及が速やかに進まないという課題があった。そこで本所および支所に先進的な林業・木材産業関係者などを加えた委員会を設けるとともに、成果をわかりやすく現場に説明する体制を強化することで、成果の普及の迅速化を図る。 学術的な研究成果の発表については主要学術雑誌への論文掲載数で評価していたが、今後は数に加えて論文の質を加味した評価を実施する。		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評定	B	

	< 評定に至った理由 > ・ 研究員一人当たりの論文数は、各年度とも年平均 1.0 報を上回っており、成果の公表がなされている。 ・ 一般公開等の参加者数は増加傾向にあり、積極的に国民との双方向コミュニケーションに努めているものとする。 < 今後の課題 > ・ 対象者を踏まえ、効果的・効率的に広報活動を実施する必要がある。 ・ 成果の利活用の仕組みを工夫する必要がある。 < 国立研究開発法人審議会の意見 > ・ 研究内容に関する積極的な情報発信の姿勢は評価に値する。研究成果選集について、一般の人にも解りやすい易しい表現と見やすい編集は素晴らしい。 ・ 研究成果の公表は、学術的には論文、実務的に特許であるが、そのほかに広報誌、Website、マスコミ、公開講座など様々な工夫がされている。一人あたりの論文が期間中 1 報を超えている。	
	(期間実績評価)	
	評定	
	< 評定に至った理由 > < 今後の課題 > < その他事項 >	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 1 - 6	第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 専門分野を生かしたその他の社会貢献		
関連する政策・施策	森林・林業基本計画 森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第 11 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23 - 18 事前分析表農林水産省 24 - 18 事前分析表農林水産省 25 - ⑱ 事前分析表農林水産省 26 - ⑱ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年 0283 平成 25 年 0323 平成 26 年 0301 平成 27 年 0296

2. 主要な経年データ												
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	基準値等	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度		2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	2 7 年度
分析、鑑定依頼件数		197	125	164	149		予算額（千円）					
講師派遣件数の推移		375	456	396	453		決算額（千円）					
受託研修生受入数		78	72	71	86		経常費用（千円）					
海外研修生受入数		177	278	200	216		経常利益（千円）					
講習会の実施回数		24	24	22	21		行政サービス実施コスト（千円）					
国際協力のための専門家派遣数		91	111	105	87		従事人員数					
国際共同研究・プロジェクト件数（MOU 等を含む）		111	66	65	74							
海外からの受入		28	29	27	28							

研究員数													
国内の学会への 対応件数		93	109	98	146								

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	(1) 分析及び鑑定 林業用種子の発芽鑑定等、行政、関係業界等から依頼される各種の分析及び鑑定については、研究所の有する高い専門知識が必要とされるものを実施する。 (2) 講習及び指導 国、都道府県、大学、海外研究機関、民間等に対し、講師の派遣及び研修生の受入れ、技術指導等を行う。 (3) 国際機関、学会等への協力 海外研究機関、国際機関、学会等への研究等に関する専門家の派遣等を行う。
中長期計画	(1) 分析及び鑑定 民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。 (2) 講習及び指導 研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。 海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。 新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計 100 回を目標に開催する。 (3) 国際機関、学会等への協力 我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。 政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> (1) 分析及び鑑定 民間、行政機関等からの依頼として、林業用種子の発芽効率の鑑定、線虫検出検査、木材の鑑定等の業務を実施するとともに、研修講師として職員の派遣を行った。主な依頼元は、森林技術総合研修所等の国の機関、他の独立行政法人、都道府県等地方公共団体、国立大学法人、公益法人、NPO 等多岐にわたっており、本所のほとんどの研究領域、全支所、林木育種センターで対応した。 (2) 講習及び指導 外部からの依頼により研修講師として毎年 400 ～ 450 人の派遣を行った。主な依頼元は、森林技術総合研修所等の国の機関、他の独立行政法人、都道府県等地方公共団体、国立大学法人、公益法人、NPO 等多岐にわたっており、本所のほとんどの研究領域、全支所、林木育種センターで対応した。研修内容についても、准フォレストラー研修、高性能林業機械作業システム研修、針葉樹製材感想技術者研修、生物多様性に関する講義、抵抗性マツの育種についての講義や優良苗木の確保と増殖手法の実習や樹木匠の研修、放射能と森林・木材のシンポジウムの講演等、多様な要請に対応した。 受託研修生については、大学、県、民間から毎年 70 ～ 80 名前後を研修生として受け入れた。県の研修生に対しては高度な研究調査手法や実験技術等

を、大学の学生に対しては研究の基礎的方法等を指導した。研修終了時に研修生に対してアンケート調査を行い、多くの研修生から研修内容に満足とする評価を得ている。アンケートの詳細な結果は、研修生の受け入れや実施態勢を検討する際の参考として利用し、ニーズに応えた研修の改善に活用した。

海外からの研修生の受け入れについては、(独)国際協力機構(JICA)等の個別研修で毎年 300 名前後の研修生を受け入れた。その大部分は日帰りの研修であるが、当所が行っている研究概要の説明と最新の研究課題の講義を行い、議論を深めることにより、それぞれの母国での森林管理政策や研究活動に有用となる内容とした。より深く学ぶための JICA 集団研修生については、希望研修課題と受入研究室との調整を行い、研修効率を高めるように努めた。これらの研修については、研修生からの評価も高く、国際交流・友好関係の進展及びそれぞれの母国での人材の育成に大きく貢献した。また、林木育種については、「気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト」(ケニア)等の研修員を受け入れた。

新品種等の利用を促進するための講習会の実施回数は平成 23 年度 24 回、24 年度 24 回、25 年度 22 回、26 年度 21 回実施した。平成 27 年度も都道府県等のニーズを把握し、計画的な講習会実施に努めることとしており、中期計画の目標を概ね達成できると見込まれる。

(3) 国際機関、学会等への協力

日本の政府機関や法人、外国機関等との国際協力を進めるため、気候変動枠組条約締結国会議(COP)、国際標準化機構(ISO)等の国際機関主催の専門家会合委員、国際協力機構(JICA)の短期専門家及び調査団員、国際林業研究センター(CIFOR)のプロジェクトリーダー、国際農林水産業研究センター(JIRCAS)林業プロジェクト短期在外研究員等として、毎年 100 名前後を 20 か国以上に派遣した(平成 23～26 年度:394 名)。特に CIFOR 及び JIRCAS の国際技術協力・共同研究プロジェクトについては、外部機関対応として、プロジェクトごとに「所内支援委員会」を設け、国際プロジェクトの推進を積極的に支援した。

海外の大学や国際研究機関等との連携・協力として、国際共同研究やプロジェクト研究を国際林業研究センター(CIFOR)、JICA/JST プロジェクト、交付金プロジェクト、運営費交付金、外部資金等プロジェクト、及び科学技術協力協定等に基づく二国間共同研究で実施した。これらの研究プロジェクト等により、毎年 20 名程度の研究者を受け入れたほか、日本学術振興会のフェローシップ制度により毎年数名のポスドクを受け入れた。

海外の大学や国際研究機関等と連携・協力し、平成 23～26 年度において 205 件の国際共同研究やプロジェクト研究を実施した。

海外の研究機関とは、MOU(覚書:Memorandum of Understanding)や LOA(合意書:Letter of Agreement)を 111 件(平成 23 年度 29 件、24 年度 27 件、25 年度 29 件、26 年度 26 件)締結して実施した。

また、国内の学会等への協力を行った。具体的には、日本木材学会、日本接着学会、森林利用学会、日本森林学会、日本エネルギー学会等の専門委員会委員等として学会活動に参加し、積極的に貢献した。

自己評価

評価

B

<評価と根拠>

民間及び行政機関からの依頼に応じて、分析や鑑定業務を着実に実施し、要請に応えた。また、外部からの多様な要請に対応し、講習会等への研修講師の派遣を行うとともに、各機関から若手研究者等を研究生として受け入れ、研究者としての人材育成や資質向上に寄与した。また、国際協力や国際交流の観点から、JICA の研修生を積極的に受け入れ、国際的な人材の育成に寄与した。新品種等の利用を促進するための講習会を平成 26 年度までに 91 回開催した。

国際共同研究や海外プロジェクト研究を実施するとともに、外国人研究者の受け入れを積極的に行い、国が行う科学技術に関する国際連携・協力及び国際交流に貢献した。また、国際機関の専門家会合や国内外の学会等に専門家を派遣し、国際機関や学会に協力した。

以上のように、専門分野を活かして、国内外に広く社会貢献していることから、目標の達成は可能と判断し、「B」と評価した。

<課題と対応>

これまで研修生を受入れ、その講習及び指導を通して様々な成果の普及を図ってきたが、その内容は広く周知された内容の伝達にとどまっていた。今後、異分野交流による成果の最大化に向けた普及促進や異分野の成果の積極的な取り込みを図るため、人材交流による大学や企業との連携制度を新たに設けるなどして、最新シーズの積極的な活用を可能とする。

今後も都道府県等のニーズを踏まえ、新品種等の利用を促進するための講習会を計画的に実施する必要がある。

主務大臣による評価

(見込評価)

評価

B

<評価に至った理由>

・分析・鑑定・講習・指導については、外部からの依頼に適切に対応して実施した。

・気候変動枠組条約締結国会議への専門家派遣、国際林業研究センターとの共同研究など、国際機関等に協力し、国際的な問題の解決に向けた取組に貢献した。

	<今後の課題> ・引き続き、政府の要請も踏まえて国際機関等に協力し、国際的な問題の解決に向けた取組に貢献する必要がある。			
	<国立研究開発法人審議会の意見> ・毎年 400 人に及ぶ講師派遣要請に応えたり、民間や県、大学などから毎年 70 ～ 80 人の研修生を受け入れたり、JICA の研修生を受け入れたり、国際機関への活発な協力など、社会貢献を高く評価する。 ・分析・鑑定、講習・指導、国際機関や学会への協力、この 3 項目について積極的に貢献されている。			
	(期間実績評価)			
	<table border="1"> <tr> <td> 評価 </td><td></td><td></td></tr> </table>	評価		
評価				

<評価に至った理由>

 <今後の課題>

 <その他事項>

4. その他参考情報
特になし。